

技術士青葉会規約

2008年3月15日総会承認

2008年3月25日役員会 一部修正部分承認

2009年2月28日総会承認

2013年1月26日総会承認

2014年1月18日総会承認

2015年1月10日総会承認

2015年5月15日幹事会 一部修正部分承認

2016年1月23日総会承認

2017年1月14日総会承認

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、技術士青葉会と称する。

(目的)

第2条 本会は、母校東北大学の発展に貢献し、技術者の能力開発の一助となるような活動を行うこと、また、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

(所在地)

第4条 本会の所在地は、技術士青葉会会長事務所内とする。

## 第2章 会員

(正会員、准会員、特別会員)

第5条 東北大学およびその前身である仙台工業専門学校等を卒業・修了、学位取得または退学した学生、または、現役および元教職員で、技術士法に規定された技術士および技術士補に登録された者、または、同法に定められた技術士および技術士補となる資格を有する者は、正会員の資格を有するものとする。

2 東北大学を卒業・修了、学位取得または退学した学生、または、現役および元教職員で、技術士制度に関心を持つ者、または、本会の趣旨に賛同する者は、正会員2人の推薦により准会員となることができる。ただし、正会員資格者および第6条に定める学生会員資格者は除く。

3 幹事会において推薦された者ならびに本会に貢献するところ大なる諸賢で会長が委嘱する者は特別会員となることができる。ただし、正会員資格者は除く。

(学生会員)

第6条 東北大学に在学する者で、技術士法に規定された技術士および技術士補に登録された者、または、同法に定められた技術士および技術士補となる資格を有する者は、学生会員の資格を有するものとする。

(入会および構成員)

第7条 正会員、准会員、特別会員および学生会員（以下「会員」と言う。）の資格を有する者で、本会への入会手続きをした者は、本会会員として登録される。

2 本会の構成員は、正会員、准会員、特別会員および学生会員となる資格を有し、入会手続きをした者とする。

脱会後の再入会の規定：会費未納の脱会の場合には、不足分の納入後に、幹事会で審議・決定すること。

休会の規定：海外勤務などで参加不能の場合については休会とし会費を免除する。

(会費)

第8条 会員は、総会で決定した年会費を納入する。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱会の届出
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 会費の未納(2年間の通告後)

(脱会)

第10条 前条の事由により脱会した者は、会員の登録を抹消する。

(除名)

第11条 本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと幹事会が判断した会員は会員の資格を失う。

(会員名簿)

第12条 会員の資格を取得した者があるときは、これを名簿に記載し、会員の資格を失った者があるときは、これを名簿から抹消する。

## 第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	4名以内
幹 事 長	1名
幹 事	15名以内
監 事	2名

(選任)

第14条 会長は役員の内選で決定する。

- 2 会長を除く役員は定時総会において、立候補者並びに被推薦者の中から選出する。
- 3 前項にかかわらず、会長は幹事会に諮って、顧問を若干名委嘱できる。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、会の円滑な運営を行う。
- 4 幹事は、幹事会において本会の運営について審議し、決定し、事務並びに会計業務を行う。
- 5 監事は、会計を監査し、定時総会においてその結果を報告する。
- 6 顧問は、会の求めにより、会の運営についてアドバイスできる。

(任期)

第16条 役員及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。欠員の補充により就任した役

員の任期は、前任者の残任期間とする。  
各期は西暦偶数年の1月1日から西暦奇数年の12月31日までとする。  
ただし 第1期は 2008年4月1日～2009年12月31日 とする。

(報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 会 議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会および幹事会とする。

- 2 総会は、会員を持って構成する。
- 3 総会は、本会の最高意思決定機関であり、定時総会および臨時総会とする。
- 4 定時総会は、年1回開催する。
- 5 臨時総会は、会長もしくは幹事会が必要と認めたとき、および会員の4分の1以上の要求があるときに開催する。
- 6 幹事会は、会長、副会長、幹事、監事をもって構成する。会員は、必要があるときは幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 幹事会は、必要に応じ、臨時開催する。
- 8 幹事会の議長は、会長あるいは副会長が務める。

(招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

- 2 幹事会は、幹事長が招集する。

(議事)

第20条 総会においては、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (3) その他、総会における決議が必要と認められた重要事項

(会議の議決)

第21条 総会および幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

事前に提出された委任状は出席とみなす。

## 第5章 運 営

(運営)

第22条 本会を運営するため、事務局および東北本部を設置する。

(経費)

第23条 本会の経費は、年会費、行年会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

- 2 招聘講師等への謝礼金等は原則として、出張費（交通費、宿泊費等を含む。）を含めて次の通りとし、原則以外は幹事会の審議事項とする。
  - (1) 会員 10,000円
  - (2) 非会員 30,000円
- 3 慶弔費は設定しない。
- 4 会を代表する対外事項にかかわる100kmを超える出張者1名の出張費は、幹事会の承認のもとに認める。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(帳簿)

第25条 本会は、次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納帳
- (3) 会費、寄付金等収入簿
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第26条 会長は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、幹事会の審議を経て、定時総会に上程しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支決算書並びに予算書

## 第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

第27条 本会則の変更は、会員からの変更提案を受け、幹事会の審議を経て総会の決議により決定する。

(解散)

第28条 本会は、幹事会の審議を経て、総会の議決により解散することができる。

- 2 解散時に余剰金および残余資産があるときは、これを日本技術士会に寄付する。

## 第7章 補 則

第29条 本会則に必要な細則は、幹事会において定める。

- 2 本会則に規程のない事項は、原則として日本技術士会の規定に従う。

## 第8章 附 則

1. 本会則は、本会設立の日（2008年4月1日）から施行する。
2. 第13条の定めにかかわらず、次期総会において役員が選出されるまでは、現役員がその職務を継続するものとする。
3. 本会の最初の会計年度は、第23条の規程にかかわらず、本会の設立の日に始まり、その年の12月31日に終わる。
4. 変更案の会への提案は、幹事会の日時、開催場所、出席者の氏名を記載すること。
5. 第1回改定：2008年3月15日 総会にて承認された。「1」  
注記：第8章附則第5項の日付は総会で承認された場合、その日付を記載する。以下同様とする。
6. 第2回改定：2009年2月28日 総会にて承認された。「2」
7. 第3回改定：2013年1月26日 総会にて承認された。「3」
8. 第4回改定：2014年1月18日 総会にて承認された。「4」
9. 第5回改定：2015年1月10日 総会にて承認された。「5」
10. 第6回改定：2016年1月23日 総会にて承認された。「6」

11. 第7回改定：2017年1月14日 総会にて承認された。「7」

技術士青葉会 細則 1

年会費規則	2008年3月15日	制定	
	2013年1月26日	改定	
	2014年1月18日	改定	
	2015年5月15日	幹事会	一部修正部分承認
	2016年1月23日	改定	

(目的)

細則 第1条 この規則は技術士青葉会の会員の年会費について定める。  
(年会費)

細則 第2条 正会員および特別会員の年会費は無料とする。2015年4月1日以降の入会者から適用する。  
2 学生会員の年会費は無料とする。

(会計年度)

細則 第3条 会計年度は1月1日にはじまり12月31日におわる。

(入金)

細則 第4条 会員はその期の年会費を期のはじめの時期に納入しなければならない。  
納入先、方法は別途定める。

附則 (2008年3月15日制定)

この規則は2008年3月15日の総会において承認されて、制定され、即日から実施された。